

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明書の交付について

特定創業支援事業による支援を受けたことについて、新発田市長の証明（証明書の交付）を受けたい方は、以下の「証明書の交付要件」を満たしたうえで、新発田市に証明書の交付申請を行ってください。

1. 証明書の交付要件（証明申請ができる方）

証明申請の時点において、以下のすべての要件を満たしている必要があります。

(1) 次の①又は②に該当する者

① 創業を行おうとする者（事業を営んでいない個人）

② 創業後 5 年未満の者（事業を開始した日以後 5 年を経過していない個人又は法人）

(2) 認定特定創業支援事業による支援を、原則 4 回以上、かつ、1 か月以上の期間、継続的に受けていること

(3) 認定特定創業支援事業による支援を受けたことによって、経営、財務、人材育成、販路開拓に係る知識をすべて得ることができていること

(4) 認定特定創業支援事業による支援を受けた最終日から 1 年以内であること

(5) 創業予定の事業等が公の秩序又は風俗を害するおそれがないものであること

2. 証明書交付までの流れ

(1) 新発田市に交付申請書を提出する

【申請に必要な書類】

ア. 「認定特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」（以下、「申請書」という。）を必要な証明書の部数

イ. 「特定創業支援事業に係る個人情報提供等に関する同意書」を 1 部

ウ. 創業者支援カルテの写しを 1 部

【新発田市に申請】

上記書類を新発田市商工振興課に郵送又は持参してください。

※証明書は即日発行ではありませんので、日にちに余裕を持って申請してください。

※証明書の交付に係る手数料は、無料です。

(2) 証明書の交付を受ける

新発田市は、申請書を受理後、証明書交付の可否を確認し、適当と認められるときは、申請者に証明書を交付します。（申請から証明書交付まで 1 週間程度かかります）